高速自動車国道東北横断自動車道	釜石秋田線	東和インターチェンジから花巻ジャンクションまで及び北上ジャンクションから湯田インターチェンジまで
	酒田線	村田ジャンクションから笹谷インターチェンジまで
	いわき新潟線	いわきジャンクションから西会津インターチェンジまで
高速自動車国道常磐自動車道		水戸インターチェンジから広野インターチェンジまで及び山元インターチェンジから亘理インターチェンジまで
一般国道六号（仙台東部道路）		亘理インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで
一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））		仙台港北インターチェンジから利府中インターチェンジまで
一般国道四十五号（百石道路）		八戸北インターチェンジから下田百石インターチェンジまで
一般国道四十七号（仙台北部道路）		富谷ジャンクションから利府ジャンクションまで
宮城県道仙台松島線及び一般国道四十五号（仙台松島道路）		利府中インターチェンジから鳴瀬奥松島インターチェンジまで
宮城県道仙台南インター線		仙台南インターチェンジから今泉インターチェンジまで

別表第一の次に次の四表を加える。

別表第二（第八号関係）

路線名	区間
福島県道矢吹小野線	矢吹中央インターチェンジから玉川インターチェンジまで

別表第三（第九号関係）

路線名		区間
高速自動車国道東北縦貫自動車道	弘前線	安代インターチェンジから青森インターチェンジまで
	八戸線	青森ジャンクションから青森東インターチェンジまで
高速自動車国道東北横断自動車道	釜石秋田線	湯田インターチェンジから秋田北インターチェンジまで
	酒田線	笹谷インターチェンジから月山インターチェンジまで及び湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで
	いわき新潟線	西会津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道		全区間
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線		全区間
高速自動車国道北陸自動車道		新潟空港インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで
一般国道七号（秋田外環状道路）		秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジまで
一般国道七号（琴丘能代道路）		琴丘森岳インターチェンジから能代南インターチェンジまで
一般国道十三号（米沢南陽道路）		米沢北インターチェンジから南陽高畠インターチェンジまで
一般国道十三号（湯沢横手道路）		湯沢インターチェンジから横手インターチェンジまで

別表第四（第九号関係）

路線名	区間
山形県道山形永野線	山形県山形市蔵王温泉字同志平から山形県山形市蔵王成沢字羽龍まで

別表第五（第十号関係）

青森県	八戸市　上北郡おいらせ町　三戸郡階上町
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	水戸市　日立市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　ひたちなか市　常陸大宮市　那珂市　東茨城郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前にこの告示による改正前の料金を徴収しない車両を定める告示第八号イに規定する別表のインターチェンジのいずれかから流入した東日本大震災の被災者が使用する車両及びこの告示の施行後に当該別表のインターチェンジのいずれかから流出する東日本大震災の被災者が使用する車両のうち、当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において回収する通行券の交付日がこの告示の施行の日前であるものの料金の徴収については、なお従前の例による。

○関東地方整備局告示第四百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みどり市笠懸町鹿三〇〇六番一から同市笠懸町鹿三〇〇三番一まで	前	三〇・三〇～一〇八・〇〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	三〇・三〇～一一四・〇〇	〇・〇三八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所